

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 5 年 6 月 5 日

北海道経済産業局長 岩永 正嗣 殿

仁木町長 佐藤 聖一郎

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

仁木町の総人口は、昭和35年の8,326人をピークに高度経済成長期以降減少を続け、令和4年12月末現在3,073人である。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も人口減少は続き、令和22(2040)年には2,347人(23.6%減)、令和42(2060)年には1,669人(45.7%減)になると推計されている。そのため、仁木町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、人口減少における課題解決を図るため、元気な産業・雇用支援プロジェクトを重点プロジェクトとの一つとして掲げている。

本町では、農業基盤が確立されているが、農業への依存度が高い産業構造は、天候等の環境要因に影響される可能性が非常に高く、脆弱な構造と言わざるを得ない。第1次産業を基幹産業としながらも、より高い付加価値額を誇る第2次第3次産業の労働生産性向上を図ることで、盤石な産業構造へと移行していくことが可能となる。

また、農業の労働生産性が全国的に見ても高い現状を考えると第2次、第3次産業における人材確保はより一層難しく、厳しい事業環境を乗り越えるためにも、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新し、事業者自身の労働生産性が飛躍的に向上するよう支援を行う。それにより、事業拡大や、労働環境の改善が図られ、町内産業の振興、新たな雇用の確保など町の経済活性化、産業構造の強化が見込まれる。

(2) 目標

優良な雇用の創出が本町における持続可能な発展のために必要不可欠であることから、中小企業等経営強化法第49条第1項に基づく導入促進計画を策定し、事業者の現状を打破する先端設備等の導入を促進し、中長期的な人材の確保を見越した労働環境の改善が行われるよう支援する。これを実現するため、計画期間中に新たに3件以上の先端設備等導入計画を認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本計画方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目的とする。

2 先端設備等の種類

業種を問わず生産性向上を図るため、幅広い設備投資への支援が求められることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町に立地するあらゆる中小企業者の支援を行うことで、町内全体の産業の活性化を図ることが可能となるため、本計画において町内全域を対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の持続的な発展のためには、第1次産業の付加価値の向上と、第2次産業、第3次産業の労働生産性の向上が不可欠であることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

付加価値の向上や生産性の向上に資する事業は多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月13日～令和7年6月12日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 地域の特性の活用

本町においては農業を基幹産業としている一方で、町内面積の約80%が山林であるため、限られた土地をいかに活用し、本町の強みである農業の多角化を図っていくかが重要となる。ワイナリー事業者の集積を推進するため、農業経営に適した優良な土地の維持と、景観の美しさを最大化するよう配慮する。

(2) 雇用への配慮

雇用の安定を図るため、人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。

(3) 認定等に対する配慮

- ① 健全な地域経済の発展となるよう、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ② 町税滞納者及び町税未申告者による先端設備等導入計画は、特段の事情がある場合を除き、認定の対象としない。